

(別紙5) 通し番号1-101

## 第1 前提事実 (各論)

- 1 通し番号1-101の文書(文書1116)は、外務省アジア局北東アジア課長が昭和38年5月24日付けで作成した「寺内文庫の現状」と題する文書等によって構成されており、寺内正毅朝鮮総督が山口県山口図書館に寄贈した書籍である寺内文庫についての概要等が記録されている。
- 2 通し番号1-101の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日本国内の大学等に所在する韓国書籍について、「書名」、「冊数」、「所蔵場所」等が一覧表又は目録形式で記録されている。
  - ① 7ページ(-7-)の約8行分
  - ② 15ページ(-14-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
  - ③ 17ページから44ページまで(-15-に「次ページ以下28ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
  - ④ 56ページ(-27-)の2か所
  - ⑤ 72ページ(-43-)の約8行目
  - ⑥ 97ページから152ページまで(-67-に「次ページ以下56ページ不開示」と記載された当該ページ部分)
  - ⑦ 169ページから198ページまで(-83-に「次ページ以下30ページ不開示」と記載された当該ページ部分)

(乙A111)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-101の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、

政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該書籍に関する具体的な情報を知り得ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A111）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-101の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本国内の大学等に所在する寺内文庫に係る韓国書籍等の「書名」、「冊数」及び「所蔵場所」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-101の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国内の大学等に所在する寺内文庫に係る韓国書籍等に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議

の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-101の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-101の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2. 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-101の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-102

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-102の文書(文書1117)は、賠償庁が作成した昭和27年付け「文化財等に関する協定要領(案)」と題する内部文書等から構成されており、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過や当時の我が国の解決方針等が記録されている。

- ① 16ページ(-16-)の約3行分
- ② 17ページ(-17-)の約2行分

(乙A253)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-102の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、日本政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、北朝鮮は、このような方針を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A253)によれば、通し番号1-102の文書の不開示部分は、昭和28年2月17日付け「世襲的文化財について」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

#### 記

##### 一 先例

戦敗国あるいは領土分離の際の被分離国等が他国(分離地域)を支配していた時期に本国に向け搬出した文化財を返還又は譲渡した先例には左表のごときものがある。この返還の理念的な根拠は、搬出の事情が不当あるいは少なくとも尋常の私法的方法によっていないことを想定したものである。左表によれば、返還文化財の範囲は戦時占領地の場合とそれ以外の場合に大別される2つの原則が看取される。(中略)

##### 二 韓国側の主張について

前回の日韓会談において韓国側から提出した請求権協定要綱案には「韓国より運び来たりたる古書籍、美術品、骨董品その他の国宝・・・返還すること」となっている。この場合、「運び来たりたる」と「返還する」という語の意義は明確でないが、韓国側委員の口頭説明によれば、「権利として主張するものでなく、両国の親善に資する財物を日本側が自発的に返還することを希望するもので・・・政治的に考慮してほし

い。」，「運び来たりたる時期や財物取得の形態は問わないが，占領地より持ち運びたる財物の連合国への返還に準じて・・・ほしい。」，「正当の売買によって取得された財物については代価を支払ってもよい。」と述べており，極めて広範囲にわたって占領地様式による返還を受けたい趣旨のものと解される。

(中略)

以上，前回会談における韓国側要求は，極めて不当なものであって，これを合理的なものとして主張するためには，少なくとも搬出の時期を領有時代に限り，その搬出の事情が尋常の私法的手段でなかったものについて韓国側において立証の上，品目を特定して請求すべきであると思われる。なお，この際にも現所有者が国又は公共団体でない場合には，所有者の同意を必要とするであろう。

### 三 日本側の事情

(一) 韓国側の主張する如く広範囲にわたって韓国所出の文化財を網羅的に調査することは技術的に非常に困難である。

一例を挙げれば，内閣文庫には約20万冊の韓国関係書籍がある由であるが，このうちどれが韓国版の書籍であるか，渡来の時期，方法等いかんを調査するためには専門家を招聘しても数年間を要する。美術品等についても，重要文化財に指定される程度の有名なもののみにも，その所在，現所有者，渡来の時期，当初取得の方法等を調査するのは容易でない。

(二) 日本にある朝鮮文化財で相当な価値ある程のもの多くは，その渡来の時期も古く，その所有も転々としていて少なくとも現所有者は正当な売買による所有者である。

(三) 文化財保護の見地よりすれば，これらの文化財を韓国に置くよりも日本に置く方遙かに安全であるとして，文化財保護委員会その他関係

者の間には、これが韓国返還に反対の空気が強い。

■■■不開示部分■■■

以上の実情に鑑み返還の場合の実際的な方法としては、韓国側から特定品目についてのリストの提供を受け、それについて調査の上、もし請求が理由あるものなれば返還する■■■不開示部分■■■か、又は一定の予算の範囲内で日本側で適当に選択したものについて、権利としてでなく贈与として提供するかのいずれかによることが適当と思われる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-102の文書の不開示部分に記録されている情報は、文化財問題につき、日本政府部内で検討された①日本側から見た具体的問題点やその実情、②韓国文化財を返還する場合の実際的かつ具体的方策の1つであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-102の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された文化財問題の具体的問題点や韓国文化財を返還する場合の実際的かつ具体的方策の一部を含む点において、日本に所在する朝鮮半島に由来する書籍や文化財等で韓国側に寄贈するものの選別基準等に準じるものといえ、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において文化財が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-102の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-102の文書の不開示部分に記載されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-102の文書の不開示部分に記載されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-102の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-103

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-103の文書(文書1118)は、文化財保護委員会が作成した韓国美術品等に関する複数の文書によって構成されており、このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国出土美術品の「品名」、「数量」及び「取得時期」等が一覧表形式で記録されている。

- ① 1ページ(-1-) (以下「不開示部分①」という。)
- ② 4ページ(-4-) (以下「不開示部分②」という。)
- ③ 7ページ(-7-) (以下「不開示部分③」という。)
- ④ 12ページ(-12-) (以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 13ページから20ページまで(-12-に「次ページ以下8ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。)

(乙A254)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-103の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はな

い。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A254）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-103の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国出土美術品の「品名」、「数量」及び「取得時期」等であると推認することができる。

なお、証拠（乙A254、A274）によれば、通し番号1-103の不開示部分④及び不開示部分⑤を含む文書については、その表題が「韓国出土美術品リスト（東京国立博物館所蔵）」とあり、非公式に韓国側に渡す予定のものとされているところ、通し番号1-15の文書の一部開示部分には、昭和33年4月15日に韓国側に提出された文書として「韓国出土美術品リスト（東京国立博物館所蔵）」（乙A274[-87-以下参照）があることが認められる。そして、上記各文書の題名の同一性及び韓国への提出時期等に照らすと、上記各文書は、同一のものであると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-103の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国出土美術品に関する客観的事実にすぎず、このうち不開示部分④及び不開示部分⑤に係るものについては、他の行政文書（通し番号1-15の文書）の

一部開示により既に公にされているものでもあるから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の美術品に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-103の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、不開示部分④及び不開示部分⑤に係るものについては、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-103の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-103の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-104

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-104の文書(文書1119)は、外務省が作成した「マイクロフィルム寄贈品目の決定」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されており、このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国文化財である書籍等の「書品」、「編集者」及び「冊数」が記録されている。

- ① 4ページ(-4-) (以下「不開示部分①」という。)
- ② 5ページから15ページまで(-4-に「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)
- ③ 17ページから42ページまで(-5-に「次ページ以下26ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

(乙A255)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-104の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について、政府内部で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A255）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-104の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国文化財である書籍等の「書品」、「編集者」及び「冊数」であると推認することができる。

なお、証拠（乙A255）によれば、不開示部分③を含む昭和40年6月18日付け「IV マイクロ・フィルム」と題する文書は、韓国側に提示されたものであると認められる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-104の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国文化財である書籍等に関する客観的事実にすぎず、その一部は既に韓国側開示文書に含まれているものと推認されるから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用される

などのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-104の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-104の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-104の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号 1-105

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号 1-105 の文書 (文書 1120) は、外務省が作成した「日韓文化財引渡し打合せ会」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内での打合せの内容、経過等が記載されており、このうち、不開示理由 1 に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも日韓国交正常化交渉における文化財問題に関して、日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険料等の金額等が具体的数値で記録されている。

- ① 19 ページ (-19-) 「貨物海上保険料率見積書」以下本文 3 行分 (以下「不開示部分①」という。)
- ② 20 ページ (-20-) 本文約 4 行分 (以下「不開示部分②」という。)
- ③ 23 ページ (-23-) 左側欄外 (以下「不開示部分③」という。)
- ④ 105 ページ (-104-) (以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 106 ページ (-105-) (以下「不開示部分⑤」という。)

(乙A112)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号 1-105 の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実 (各論) のとおりであり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討するための資料であるところ、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、韓国文化財の輸送を実施する際に生じる費用等が明らかになれば、日朝国交正常化交渉においても、北朝鮮は、

その費用を前提として交渉に臨むことが可能となるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。保険契約の保険料等の算定金額の開示が、どのような支障をもたらすのかが不明なままである。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A112）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-105の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

#### (ア) 不開示部分①及び不開示部分②

日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険金額又は保険料額等であって、外務省宛ての昭和41年4月14日付け貨物海上保険料率見積書に記録されているもの

#### (イ) 不開示部分③

日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる保険契約の保険金額、保険料額等であって、文化第一課が昭和41年4月15日付けで作成した「韓国への文化財の引渡について」と題する文書に記録されているもの

(ウ) 不開示部分④及び不開示部分⑤

日本国内に所在する韓国文化財の輸送を実施する際に生じる諸費用の金額等であって、「韓国に対する文化財引渡経費（啓発宣伝費）」と題する文書に記録されているもの

イ そうであるとすれば、通し番号1-105の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和41年当時、日韓会談の結果として韓国側に引き渡すこととなった文化財の分量等を前提として、専ら昭和41年当時の民間会社の見積額やその当時の経済情勢等を踏まえて算出された金額等にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の文化財の輸送に関するものであるとしても、昭和41年当時と現在とでは経済情勢等が著しく変化していること等、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、その前提とするところがその当時とは著しく異なり、北朝鮮当局が文化財問題（殊に、日本側が北朝鮮側に文化財を引き渡すこととなった場合の費用額等）に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-105の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-105の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-105の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号 1-106

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号 1-106 の文書 (文書 1121) は、外務省文化第一課が昭和 41 年 4 月 12 日付けで作成した「韓国へのマイクロフィルムの寄贈について」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉における文化財問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されており、このうち不開示理由 1 に係る不開示部分は、5 ページから 29 ページまで (4-4 に「次ページ以下 25 ページ不開示」と記載された当該ページ部分) であり、韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存された韓国書籍の「書名」及び「冊数」等が目録形式で記録されている。

(乙A 256)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号 1-106 の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実 (各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある (情報公開法 5 条 3 号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前

提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性は無い。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A256）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国書籍（ただし、韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存されたもの）の「書名」及び「冊数」等であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての韓国書籍（ただし、韓国に寄贈されることになったマイクロフィルムに保存されたもの）に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号に

いう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-106の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-106の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-106の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-109の文書(文書1128)は、外務省等が作成した「請求権・法的地位・漁業問題合意事項イニシアル」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記載されている。

2 このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

①-1 175ページ(-174-)5行目から6行目までの約1行分(以下「不開示部分①-1」という。)

①-2 175ページ13行目から176ページ(-175-)1行目まで(以下「不開示部分①-2」という。)

①-3 176ページ最終行から177ページ(-176-)4行目まで(以下「不開示部分①-3」といい、これらを併せて「不開示部分①」という。)

これらは、いずれも「請求権・経済協力の処理方針」の項にあり、李ライン付近で拿捕された日本漁船に関するわが国の請求権の試算額、上記請求権に関する国内の関係各省の具体的見解等が記録されている。

② 186ページから(-184-)に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)188ページ(-185-)下から4行目まで、192ページから203ページまで(-188-)に「次ページ以下12ページ不開示」と記載された当該ページ部分) (以下「不開示部分②」という。)

これは、「大蔵省の申入れと討議の推移」の項にあり、日韓会談における請求権問題に関する大蔵省見解が具体的に記録されている。

③ 235ページ(-220-)、236ページ(-221-)、237ページ(-222-)、238ページ(-223-)、239ページ(-224-

一) (以下「不開示部分③」という。)

これは、いずれも「請求権8項目の解消」の項にあり、「請求権問題の合意事項草案」に対する大蔵省見解や個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案が記録されている。

(乙A37)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-109の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、当該提案を前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-109の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A37)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、北東アジア課が作成した1965年(昭和40年)3月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する文書を引用した部分にあるところ、不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。

記

### 3. 請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は、次のとおりである。

(イ) 李ライン付近で拿捕された日本漁船に関連するわが方の請求権(■■■不開示部分①-1■■■)

韓国側は国内法上合法的な行動として拿捕したものとの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。よってこの際、後述(ロ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相殺して請求権を放棄する案が考えられる。

■■■不開示部分①-2■■■

右2案のいずれかに肚を定める要がある。

(中略)

(ハ) SCAPの指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権

右(ロ)と並んでわが方で放棄する。

(ニ) ■■■不開示部分①-3■■■

(3) 金・大平了解の細目については次の問題が残っている。

(以下略)

b 不開示部分②

不開示部分②は、「6 請求権・経済協力問題についての合意」の「(2) 大蔵省の申入れと討議の推移」の「(イ) 大蔵省の申入れ」及び「(ロ) 外務大臣試案の提示と大蔵省の立場」に相当する部分であり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

■■■不開示部分②■■■

この相違点は詰められないまま外相会談に入ったが、3月24日(第1回)の会談で韓国側は次の案を提示した

請求権問題解決に関する合意事項

(中略)

大蔵省としては、両国のスタートラインが隔たっているので、李長官の在日中の合意到達などには応じられず、今後、地道な交渉を積み重ねるほかないとて、外相会談2日目の25日に次の「今後の取り組み方」の方針を外務省に伝えた。

■■■不開示部分②■■■

合意された事項(案)

(1965. 3. 東京で)

(以下略)

c 不開示部分③

不開示部分③は、「(6) 請求権8項目の解消」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

日韓間で合意に近づきつつある「請求権問題解決及び経済協力に関

する合意事項案」には、「請求権の解決」については、「関係協定の成立時に存在する日韓両国及び両国民の財産並びに両国及び両国民の間の請求権に関する問題は、桑港平和条約4条に規定するものを含めて完全かつ最終的に解決されたことになる。ただし・・・」と記していたが、■■■不開示部分③■■■渥美謙二「日韓会談における請求権問題について」には次のとおり記している。

「請求権問題の合意事項草案の文章で全然手がふれられなかったのが請求権事項であった。これが「完全かつ最終的に解決されたことになる。ただし、・・・」とあるが、非常に抽象的な表現で何のことかわからない。イニシアルのことだから「表現上の文章は仕方がない」といわれたけれど、■■■不開示部分③■■■ただし、いわゆる韓国側要求の8項目のものはすべてなくなるとすれば、8項目の第5項に「・・・その他の請求権の弁済を請求する」とあって、■■■不開示部分③■■■

ところが、請求権消滅の項に関し、イニシアル文章作成の最終段階で後宮アジア局長が金大使といろいろ話されたが、先方は従来の交渉で当方が「請求権条項については後に修正あるべし」と伝え、先方も同意していたにもかかわらず（编者注、3月28日午後赤坂プリンスホテルで牛場審議官、佐竹理財局長らと金東祚大使らの会談で、請求権は具体的に権利・義務の関係なのだから、表現に十分注意しなければならないので、一応の文案としておき、追って討議するとしていた）この椎名大臣提案の文面を一字一句変えることはできないと主張してきた。■■■不開示部分③■■■強く主張したので、間に立って後宮局長が大分困っておられたようであった。たまたま、その時、先方から拿捕した日本漁船について日本側の請求権がないということを加えたい、これをせめて合意議事録でつけてほしいという話しがあったの

で、向こうがそうつけるなら、こちらは一緒に8項目の放棄を向こうに書いてもらおうではないか、それで韓国側請求権が全て消滅するようにしようと後宮局長に提案した。」

後宮アジア局長の手記「日韓交渉に関する若干の回想」には次のとおり述べられている。

「韓国側は、日韓交渉の当初から韓国側の対日請求権の内容としていわゆる8項目を掲げ、範囲のはっきりしない膨大な要求を掲げてきており、したがって、請求権問題を一切解決するに当たっては、■■■不開示部分③■■■そこで李長官の帰国を明日に控え（編者注：4月2日夜）送別会の席上にいた金大使を別室に呼び出し、右8項目消滅に関する一礼を取り交わすことについて原則的な了解を取り付け、右に基づいて作成した合意事項のドラフトを韓国代表部に送付した（夜10時頃）。（以下略）

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-228の文書の一部開示部分には、上記(ア) aで説示した文書が含まれており、その内容のうち、不開示部分①に相当する部分は、要旨下記のとおりである（乙A72）。

記

3. 請求権問題関係

請求権について残っている主な争点とその最終的妥協案は、次のとおりである。

(イ) 李ライン付近で拿捕された日本漁船に関連するわが方の請求権（業界の計算では約72億円）

韓国側は国内法上合法的な行動として拿捕したものの建前を堅持しているので補償要求に絶対応じないことは明らかである。

よってこの際、後述(ロ)の朝鮮置籍船等に対する韓国側要求と相

殺して請求権を放棄する案が考えられる。

しかし、右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり、むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げにしておくことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも、被拿捕者は半永久的に何らの救済を得られない結果となる。また、従来の国会答弁の趣旨（懸案一括解決に含める）とも異なる結果となる。

右2案のいずれかに肚を定める要がある。

(中略)

- (ハ) SCAPの指令により朝鮮戦争のために日本が貸与した船に対する日本側請求権

右(ロ)と並んでわが方で放棄する。

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-109の文書の不開示部分に記載されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

- (ア) 不開示部分①のうち、

- a 不開示部分①-1

通し番号1-228の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「業界の計算では約72億円」との文言

- b 不開示部分①-2

通し番号1-228の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した「しかし、右の案は国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり、むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げにしておくことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも、被拿捕者は半永久的に何らの救済を得られない結果となる。また、従来の国会答弁の趣旨

(懸案一括解決に含める)とも異なる結果となる。」との文言

c 不開示部分①-3

昭和40年当時、外務省が検討していた請求権問題に関する残された主な争点とその最終的妥協案の具体的内容

(イ) 不開示部分②

昭和40年3月20日から同月27日頃までの間の請求権問題に関する大蔵省見解の具体的内容

(ウ) 不開示部分③

昭和40年3月下旬から4月上旬までの間に示された「請求権問題の合意事項草案」に対する大蔵省見解又は個別の請求権問題の解決に当たって日本側が検討した具体的な提案

ウ そうであるとすれば、通し番号1-109の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①-1及び不開示部分①-2に記載されている情報は、他の行政文書(通し番号1-228の文書)の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

これに対し、不開示部分①－③に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解であるから、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報は、いずれも日本政府部内で検討された請求権問題に関する解決策や対処方針の具体的内容であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ 小括

したがって、通し番号1－109の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(1)に掲げた部分については、被告において、一般的

又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の情報（後記2(2)に掲げた部分）は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-109の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-109の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

## 2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-109の文書の不開示部分に記録されている情報に係るもののうち、次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に係る部分)は、適法である。

- (1) 不開示部分①-1, 不開示部分①-2
- (2) 不開示部分①-3, 不開示部分②及び不開示部分③

(別紙5) 通し番号1-110

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-110の文書(文書1135)は、外務省等が作成した「朝鮮米軍ニ提供中ノ当社船ニ就テ」と題する文書等の複数の内部文書によって構成され、在朝鮮米軍に提供されていた在韓会社所属船舶5隻の引渡しに関する問題について政府部内で検討した内容、経過等が記録されている。

このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 135ページ(135) 約6行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、引渡すべき船舶の修繕費用の見積金額が記録されている。

② 167ページ(139) 約2行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、船舶引渡後の残炭水及び潤滑油代金として請求された金額が記録されている。

(乙A257)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-110の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A257）により認められる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-110の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

#### (ア) 不開示部分①

昭和25年当時の引き渡すべき船舶の修繕費用の見積金額（なお、一部開示部分には、当該見積金額について、「なお、実施に当たっては、現物につき調査を行い、工事の仕様を決定の上行う必要がある、かつ、それまでは所要金額を正確に見積もることができない」旨の注意書きがある。）

#### (イ) 不開示部分②

昭和25年当時、船舶引渡後の残炭水及び潤滑油代金として請求された金額

イ そうであるとすれば、通し番号1-110の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和25年当時、引き渡すべき船舶の修繕費用の見積額又は引渡しをした船舶の残炭水及び潤滑油代金の請求額の具体的金額にすぎないから、その後の経済情勢の変化等、当該文書の作成後における時の

経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、今後海上保安庁が北朝鮮籍の漁船を検挙した場合に、その引渡しに関して北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-110の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-110の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-110文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-111

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-111の文書(文書1165)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年2月11日から同年4月3日までに開催された「日韓予備交渉文化財関係会合」第1回から第6回までの記録等であり、このうち不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 39ページから49ページまで(−38−に「次ページ以下11ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、70ページから75ページまで(−58−に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、87ページから95ページまで(−69−に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、97ページから105ページまで(−70−に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分①」という。)

これは、いずれも博物館等の日本国内に所在する韓国出土美術品及び韓国書籍の「品名」及び「数量」等が目録形式で記録されている。

- ② 53ページ(−42−)1か所、54ページ(−43−)2か所、56ページ(−45−)2か所、59ページ(−48−)2か所(以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも韓国出土美術品の具体的な品名が記録されている。

(乙A258)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-111の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間で国交正常化交渉が継続している中でこれを公にすれば、文化財問題に関する日本政府の関心事項が露見し、

再度、懸案事項として問題となる可能性があり、同交渉の円滑な進行、実現が妨げられかねないし、また、我が国に所在する朝鮮半島由来の文化財及び書籍の具体的なリストが明らかになれば、北朝鮮が当該リストを知り得ることとなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2. 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の内容は返還協議対象の文化財の内容や所在に係るものであるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A258）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-111の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のものであると推認することができる。

#### (ア) 不開示部分①

その当時、日本国内の博物館等に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍の「品名」及び「数量」等（なお、これらは、韓国側又は日本側がそれぞれ相手方に提出した文書に記録されているものである。）

#### (イ) 不開示部分②

韓国出土美術品の具体的な品名

イ そうであるとすれば、通し番号1-111の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓会談当時における日本側の調査結果としての日本国

内に所在した韓国出土美術品及び韓国書籍に関する客観的事実にすぎないから、現在においても日朝国交正常化交渉で文化財問題として協議の対象となり得る朝鮮半島由来の美術品や古書籍に関するものであるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。また、日本政府が、我が国に所在する朝鮮半島由来の美術品や書籍の具体的なリストが公になることにより、直ちに北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとはまではいえないことは、判決本文で説示したとおりである。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-111の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-111の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-111の文書の不開示部分に記録さ

れている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-112

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-112の文書(文書1217)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月15日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、21ページ(-21-)約3行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過や特定の請求権金額の見積り、我が国の見解等が具体的に記録されている。

(乙A259)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-112の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における具体的な金額を含む日本政府高官の「非公式見解」であるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-112の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである。なお、当該文書は、第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合における日韓両政府の担当官の発言内容等を客観的に記録したものであるところ、下記不開示部分以外の日韓両政府の担当官の発言内容等は、いずれも開示されている(乙A259)。

### 記

## 2 議事要旨

(9) 次いで、(3)「韓国人被徴用者未収金」の討議に入り、(中略) 宮川主査より、日本側としても更に調べるが、SCAPの手紙の写しをいただきたいと重ねて要望したのに対し、金主査より、後刻提出しようとして述べ、■■■不開示部分■■■

(イ) 通し番号1-150の文書(アジア局重要懸案処理月報)の一部開示部分には、昭和36年12月分として、第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合における「韓国人被徴用者未収金」の討議内容に

ついて、要旨下記のとおり記録されているが、下記以外に当該事項について日本側担当者が発言した旨は記録されていない（乙A294[-199-]）。

#### 記

(二) 第5項（中略）に関し、韓国側より各小項ごとに概要次のとおりの説明があった。

(3) 「韓国人被徴用者未収金」は、日本に來た被徴用者（軍人軍属を含む。）の俸給、賃金、年金、手当等約2億3700万円で、人数は不明だが、1950年にSCAPより該当金を預かっているとの書簡を受け取っている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-112の文書の不開示部分に記録されている情報は、第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合において討議された「韓国人被徴用者未収金」に関する日韓両政府の担当官のいずれかの発言内容等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-112の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓両政府間の会合で行われた請求権問題に関する討議の際の日韓両政府の担当官の発言内容等であって、上記アで認定したとおり、他の発言部分はいずれも開示されており、本件全証拠によっても、当該会合で「韓国人被徴用者未収金」についてのみ日韓両政府の担当者から北朝鮮との交渉に影響を及ぼすような特段の発言等があったことはいかかわれないことに照らすと、被告において、これに北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものが含まれていると認めるに足りる程度の不開示部分の内容が具体的に主張立証されていないものといわざるを得ない。

したがって、当該情報については、一般的又は類型的にみて、これを公

にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-112の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

## (2) 小括

したがって、通し番号1-112の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-112の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-113

## 第1 前提事実(各論)

通し番号1-113の文書(文書1218)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年12月21日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第8回会合」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、15ページ(-15-)約4行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、我が国の見解等が具体的に記録されている。

(乙A260)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-113の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、日韓国交正常化交渉における具体的な懸案事項となっていた財産・請求権問題の交渉過程における日本政府高官が発言した「非公式見解」であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-113の文書の不開示部分は、その前後の記載は、下記のとおりである。なお、当該文書は、第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第8回会合における日韓両政府の担当官の発言内容等を客観的に記録したものであるところ、不開示部分以外の日韓両政府の担当官の発言内容等は、いずれも開示されている(乙A260)。

#### 記

(11) 次いで要綱6.の討議に入り、金主査より、本項を下記のごとく修正すると述べた。

「題目：韓国人(自然人及び法人)の日本政府又は日本人(自然人及び法人)に対する権利の行使に関する原則。

内容：韓国人(自然人及び法人)の日本政府又は日本人(自然人及び法人)に対する権利であって、要綱第1項ないし第5項に包含されないものは、韓日会談成立後といえども個別的に行使することができることを認定すること。この場合には国交が正常化されるときまで、時効は進行しないものとする。」

さらに、金主査より、修正の趣旨は、(中略)と述べた。

これに対し、吉岡副主査より、韓国側の主張は非常に重要な点であり、かなり異論があるかもしれない。我々としては請求権という戦後処理の問題は全て日韓会談でけりをつけるとの趣旨であり、後でまた何が出るか分からぬというのでは困ると述べ、また、ト部副主査より、軍令33号との関係でおかしなことになる、すなわち、日本人が韓国人に10万円貸し、その韓国人が当該日本人に1万円貸していた場合、10万円の分は軍令33号により請求し得ず、1万円の分のみ認められるということになる、と述べたところ、金主査より、本件と33号は関係ない、韓国側は請求権のあることを認めるといっているわけではなく、請求権が成り立つかどうかを含め、日本なり韓国なりの裁判所で審議される権利を認めてもらいたいということであると述べた。

これに対し■■■不開示部分■■■桜井委員より、今次会談の韓国側請求に私的要求が排除されていればよいが、要綱の多くは私的請求権を含んでおり、この会談は私的請求権を含む問題を処理することを目的としているものであり、韓国側のこの主張により日本側の考え方を基本的に考え直さなければならないかとも考えられると述べた。

- (イ) 通し番号1-150の文書（アジア局重要懸案処理月報）の一部開示部分には、昭和36年12月分として、第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第7回会合における「韓国人被徴用者未収金」の討議内容について、要旨下記のとおり記録されている（乙A294[-201-以下]）。

#### 記

- (ホ) 第6項（中略）に関し、韓国側は、本項に韓国人の日本政府又は日本人に対する権利で要綱第1項ないし第5項に包含されないものは、韓日会談成立後といえども個別的に行使できることを認定するもので、この場合には国交が正常化されるときまで時効は進行しないものであ

ると説明した。これに対し、日本側は、現在の会談の目的は私的請求権を含む全ての請求権につき戦後処理を行うことにあるものと考えたと述べたところ、韓国側金主査は、本項の韓国側主張は、請求権のあることを認めよと言っているのではなく、請求権を認めるか否かを裁判所で審議される権利を認めてほしいという、いわば説明的条項であると補足した。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-113の文書の不開示部分に記録されている情報は、第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第8回会合において討議された「韓国人の対日本人又は法人請求」に関する日本側担当官の発言内容であって、韓国側が、韓国人の日本政府又は日本人に対する権利で要綱第1項ないし第5項に包含されないものは、韓日会談成立後といえども個別的に行使できることを認定すると要綱を修正したいとしたことに対する見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-113の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓両政府間の会合で行われた請求権問題に関する討議の際の日本側担当官の発言内容であるところ、上記アで認定したとおり、他の発言部分はいずれも開示されており、当該会合で「韓国人の対日本人又は法人請求」に関する韓国側の主張について日本側の担当者から従来の日本側の主張内容と異なる特段の発言がどのような趣旨でされたかは明らかでないし、仮に、これが①私的請求権との分離解決の可能性や②裁判所への請求の可否に触れた発言であったとしても、それらは理論的な可能性を指摘したものにすぎず、現に日本は韓国に対して私的請求権を含めた一括解決を求め、韓国との間では請求権協定を締結して一括解決を図っていることに照らすと、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当

たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-113の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-113の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-113の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-114

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-114の文書(文書1220)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月8日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第10回会合」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 3ページ(-3-) 7行目から15行目まで、同ページ最終行から4ページ(-4-) 8行目まで、6ページ(-6-) 4行目から5行目まで

これは、いずれも「韓国請求権(要綱5関係)についての日本側の一応の見解」に対する韓国側の質問に対し、当時の大蔵省理財局長が補足説明した内容が具体的に記録されている。

- ② 11ページ(-11-) 4行分、13ページ(-13-) 下から4行目から14ページまで(-13-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、16ページ(-15-) 2行目から3行目まで、17ページ(-16-) 12行目から13行目、18ページ(-16-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分)から19ページ(-17-) 9行目まで、19ページ12行目から13行目まで、同ページ15行目から16行目まで

これは、いずれも「韓国請求権(要綱5関係)についての日本側の一応の見解」について、当時の大蔵省理財局長が説明した内容や個別の請求権ごとの日本政府からの提案内容が具体的に記録されている。

(乙A261)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-114の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-114の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A261）。

記

### 2 議事要旨

(2) 次いで、宮川主査より、要綱5. について、これは日本政府の最終的意思表示ではなく、本小委員会の主査としての一応の見解と了解願いたいと前置して、別添のような説明を行った。(韓国側はこれを文書にして渡されることを希望したが、日本側は、これは事務的レベルの意見であって、政府としての公式の見解ではないという点と、文書にすると余りにもそっけないものになるおそれがある点をあげてこれを断った。)

(3) 日本側は、宮川主査の説明の途中、随時、韓国側から発せられた質問に答え、次のような補足的説明を行った。

(イ) ■■■不開示部分■■■

(ロ) 未収金の金額の誤りや、恩給関係国庫負担分の人員等の問題については、専門委員会で詳しい説明をする予定である。

(ハ) ■■■不開示部分■■■

(ニ) ■■■不開示部分■■■

(中略)

(6) 李委員より軍人軍属の恩給関係に関する日本側説明に飲み込めない部分があると述べたので、吉岡副主査より、軍人恩給は、終戦を境に停止され、それが復活したのは韓国の独立後であった。日本の恩給法の建前からいって、日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので■■■不開示部分■■■支給できないということであると説明した。(以下略)

別添「韓国請求権(要綱5関係)についての日本側の一応の見解」(37.

2. 8宮川主査発言要旨)と題する文書

(1) 日本有価証券

■■■不開示部分■■■

1. 登録分

(イ) 閉鎖機関，在外会社所有のもの

(中略)

(ロ) 逡信部所有のものについては (中略)

(ハ) ■■■不開示部分■■■

(2) 日本系通貨

1. 日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については (中略)

2. ■■■不開示部分■■■動乱中焼却したといわれる分については，日銀行員の立合もなく，確認できないから，請求に応ずることとはできない。

(中略)

(4) 被徴用韓人補償金

(中略)

なお，死亡，傷病者に対する援護措置については，当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みである■■■不開示部分■■■

○ 寄託金関係

1. 税関に寄託された通貨類

■■■不開示部分■■■

2. 鮮銀券と交換した日銀券

■■■不開示部分■■■

(以下略)

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-18の文書の一部開示部分には，第六次日韓会談の一般請求権小委員会第10回会合における説明の概要が下記のとおり記録されている(乙A188[-46-以下])。

記

第10回会合においては、宮川主査より、要綱5（中略）の各小項目について、これは日本政府の最終的意思表示でなく、本小委員会の主査としての一応の見解であると前置して、要旨次のような説明を行った。

「(1) 日本有価証券

(a) 登録分

(i) 閉鎖機関、在外会社所有のもの

(中略)

(ii) 逡信部所有のものについては（中略）

(iii) その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えである。

(b) 現物分

現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

(2) 日本系通貨

(a) 日銀行員立合の下に焼却した各種通貨については（中略）

(b) その他については、現物呈示がなければな応じ難い。なお動乱中焼却したと言われる部分については、日銀行員の立合もなく、確認できないから、請求に応ずることはできない。

(3) 被徴用韓人未収金

双方の納得する金額を基礎として、検討を重ねたい。

(4) 被徴用韓人補償金

(中略)

なお、死亡、傷病者に対する援護措置については、当時の国内法によって支給すべきものについては支給済みであるが、前記(3)の未払金として処理されるべきものとする。

(5) 「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」

(a) 恩給関係

恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、

(i) 人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となっていたもの（国庫支弁の分）以外は応じられない。

(ii) わが方としては、日本国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失した時以後の支給には応じられない。したがって、韓国側の主張する20年間支給の要求には応ずることはできない。

(iii) また、軍人軍属について付言すると、軍人は、日本人の場合と同様に取り扱うほかないが、軍人恩給復活の時期との関係よりして、増加恩給のごとき特殊なものを除き支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。

(b) 寄託金関係

(i) 税関に寄託された通貨類及び (ii) 鮮銀券と交換した日銀券

いずれも金額について調整を得た上で考慮したい。

(iii) 旧朝連に寄託し、現在日本政府に差し押さえられているもの。

寄託の経緯、金額についての事実関係は承知していないが、仮に、旧朝連財産に係るものが混在していたとしても、

旧朝連の財産差押えはSCAPの指令に基づく措置であり、さらに、財産の処分代価は在日朝鮮人の福利厚生に使用するとの閣議了解の線に沿い在日朝鮮人の生活保護等のため支出されているのだから、実質的に韓国人に還元されており、改めて韓国政府の請求に応ずべき筋合いのものではない。

(6) 「生命保険関係」

本件は項目6. と関連があるので、項目6. の項で説明したい。

以上の宮川主査の説明に対し、李委員より、軍人軍属の恩給関係につき補足説明を求めたのに対し、吉岡副主査より、(中略)それが復活したのは韓国の独立後であったところ、日本の恩給法の建前からいって、日本の国籍を離れた場合には支給されないことになっているので、日本国籍を有していた間の増加恩給以外は支給できないということであると説明した。これに対し、金主査は、恩給法上の国籍喪失の問題は、本来の日本の国籍法だけでは論ぜられない問題である。日本の国籍法は国籍喪失は個人の意思によるという思想であるから、これをまともにもってくると、この場合にぴったり当てはまらない、日本の恩給法はこういう場合を想定して作られたものではないと述べた。そこで、吉岡副主査より、国際的な例をみると、国籍を失っても支払っている例もあり、支払っていない例もあるようであるが、その場合の支払う支払わないの問題は立法論の問題であり、現行の法律によると支払われないことになっていると述べたところ、金主査は、この規定を適用すること自体が立法の趣旨から外れるのではないか、個人の場合には、恩給受給という既得権を放棄することを承知で国籍を離脱するもので、本件とは事情が異

なるというのが私の即座に感じた考え方であると述べた。

- イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-114の文書の不開示部分に記録されている情報は、通し番号1-18の文書で開示されている説明内容と同一のもの又はこれを敷衍し若しくはこれと同趣旨のものであると推認することができる。
- ウ そうであるとすれば、通し番号1-114の文書の不開示部分に記録されている情報は、他の行政文書（通し番号1-18の文書）の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。
- エ 以上によれば、通し番号1-114の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-114の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-114の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-115

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-115の文書(文書1222)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和37年2月6日付け「第6次日韓全面会談の一般請求権問題非公式会談」と題する内部文書であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容、経過等が記録されている。

このうち不開示部分は、3ページ(-3-)約3行分であり、財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、個別の請求権の支払方法及び計算方法に関する我が方の考え方等が具体的に記録されている。

(乙A262)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-115の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

##### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A262)によれば、通し番号1-115の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

#### 記

##### 議事要旨

(1) 卜部参事官より、今日は専門委員会についてその進め方、討議すべき問題点等について話し合ってみたいと思う。日本側としては恩給、徴用韓人、有価証券を一応その対象と考えているが、韓国側の考えておられる寄託金の問題もあると思うと述べ、次いで吉岡次長より次のような説明を行った。

(イ) 有価証券の問題に関し、韓国側から渡された調書のうち現物があるものは問題がないが、中身がもう少し明らかでない日本側としても理論の立てようがないものがある。(中略)

(ロ) 被徴用韓人未収金の問題に関し、韓国側提出のSCAPの書簡の数字に明らかな重複がある。(中略)

(ハ) 被徴用者の人数の問題について、韓国側数字の出所となっている雑誌、報告などについても更に詳しく知る必要がある。(中略)

(ニ) ■■■不開示部分■■■

(2) 金代表は以上の日本側説明を了承した上（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実のほか、（別紙5）通し番号1-114の「第3 当裁判所の判断」で説示した内容（当該文書では恩給等に関する発言部分が全て不開示とされている。）を総合すれば、通し番号1-115の文書の不開示部分に記載されている情報は、専門委員会で審議の対象とすべき事項であって通し番号1-114の文書では不開示部分とされている恩給等について、日本側が韓国側の主張根拠の不明な点等を指摘するなどしたものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-115の文書の不開示部分に記載されている情報は、そもそも北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとは考え難く、専ら恩給等に関する事項であることを理由に不開示にされたものと推認されるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないというべきであり、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-115の文書の不開示部分に記載されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-115の文書の不開示部分に記載されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

## 2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-115の文書の不開示部分に記載されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-116

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-116の文書(文書1223)は、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和36年11月24日から同12月13日までに開催された「一般請求権小委員会臨時小委員会会合」第1回から第4回までの記録であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 5ページ(5-1)1行目から7行目まで、同ページ最終行から6ページ(6-1)3行目まで(以下「不開示部分①」という。)

これは、いずれも第1回会合記録にあり、「逓信局関係作業」の問題について討議する際、韓国側から提示された14億円という金額の算出根拠が「決算表」によることについて日本政府高官が説明した内容及び上記作業の具体的方策等が記録されている。

- ② 10ページ(10-1)9行目から18行目まで、11ページ(10-2)に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分；12ページ(11-1)1行目から6行目まで、同ページ13行目から15ページまで(11-2)に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも第2回会合記録にあり、日本側の保険関係の資料について、郵政省貯金局第2業務課長と韓国銀行参事が各発言した具体的な見解が記録されている。

- ③ 19ページから20ページまで(14-1)に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

これは、第2回会合記録にあり、日本側が提出した郵便貯金関係資料で、

預金口座数，預金残高の金額等が具体的に記録されている。

- ④ 27ページ（-21-）下から2行目から28ページ（-22-）11行目まで，同ページ14行目から16行目まで，同ページ最終行から29ページ（-22-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）から30ページ（-23-）9行目まで（以下，これらを併せて「不開示部分④」という。）

これは，いずれも第3回会合記録にあり，日本の郵便貯金について，上記資料に基づいて討議した内容で，預金預払総額，月別支払金額，支払総額等の具体的な金額が記録されている。

- ⑤ 34ページから39ページまで（-26-に「次ページ以下6ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑤」という。）

これは，いずれも第3回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，預金口座数，預金残高の金額等が具体的に記録されている。

- ⑥ 44ページ（-31-）10行目から12行目まで，44ページ15行目から16行目まで，45ページ（-32-）8行目から13行目まで，46ページ（-33-）4行目5文字分，47ページ（-34-）2行目から3行目まで，48ページ（-35-）5行目から6行目まで，48ページ13行目から49ページ（-35-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）まで，53ページ（-39-）下から4行目から54ページ（-40-）11行目まで（以下「不開示部分⑥」という。）

これは，いずれも第4回会合記録にあり，日本側数値と韓国側数値との際について，具体的な金額等の数値を提示して討議した内容が記録されている。

- ⑦ 56ページから57ページまで（-41-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。（以下「不開示部分⑦」という。））

これは，いずれも第4回会合記録にあり，日本側が提出した郵便貯金関係資料で，預金口座数，預金残高の金額，郵便貯金等に関する請求権の計算方

法等が具体的に記録されている。

(乙A263)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-116の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

### 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A263)によれば、通し番号1-116の文書の不開示部分

の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和36年11月24日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第1回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 議事要旨

- (1) (中略) 李相徳代表より、本小委員会は、一般請求権委員会第4回会合の委任により、逓信局関係の作業を取り扱うことになったが、韓国側としては、1945年9月15日現在の決算表を基礎として、日韓双方がもっている数字の突き合わせを行うことと了解している。今後いかに作業を進めたらよいか、名案があれば出していただきたいと述べ、これに対し、梶田課長は、自分も一般請求権委員会第4回会合の討議の結果をそのように了承している、日本側も既に一応の数字はもっており、今後両者の数字を突き合わせることになるが、日本側数字と一般請求権委員会第4回会合で韓国側が示した14億という数字との間に相当の開きがあるので、韓国側よりいかなる資料によって算出したものか説明していただきたいと述べた。
- (2) 李代表は、韓国側は決算表によったものである。(中略)との説明があった。
- (3) ■■■不開示部分①■■■決算表は、月末のものであるが、韓国側は9月の15日間はどのような方法で計算したのかと尋ねたところ、李代表は、それは8月と9月の決算表により推定したものであると答えた。
- (4) 次いで作業の段取りについての話し合いが行われ、李代表より、

1945年9月15日が一応の期日の基準になっているので次回は1945年9月15日現在各項の残高を突き合わせ、どの項目がいくら違うか検討し、また、韓国人分、日本人分の種分けは韓国側としても創氏改名等により原簿、通帳によっても種々困難があり、■■■不開示部分①■■■

鞆田課長より、郵便貯金の原簿は、ソウル、全州、釜山、平壤、咸興の5都市の貯金管理所にあったが、これら原簿は現在韓国政府が保有しているかと質したところ（以下略）

b 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③は、昭和36年11月30日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第2回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである（なお、不開示部分③は、下記の別添(1)の資料（郵便貯金関係資料）である。）。

記

2 議事要旨

(2) 鞆田課長より■■■不開示部分②■■■

李代表は、それは重要な資料になるであ■■■不開示部分②■■■

(3) ■■■不開示部分②■■■李代表は、お互いに責任をもたないメモ程度のものを出し合って作業を進めることにしてはどうかと述べ、結局、試算表作成の目途を1週間くらいとすることを申し合わせた。

(4) 次に、日本側より、別添(1)の資料を提出し、韓国側の質問に答え、次のように説明した。

■■■不開示部分②■■■

(5) 韓国側より、科目別バランスシートがあるかとの質問に対して

は、(中略)

(6) 次に、韓国側より別添(2)の資料を提出し、日本側の質問に答え、次のように説明した。

(中略)

(ホ) 現在韓国においては(中略)

■■■不開示部分③■■■

c. 不開示部分④及び不開示部分⑤

不開示部分④及び不開示部分⑤は、昭和36年12月7日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第3回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(なお、不開示部分⑤は、日本側が提出した郵便貯金関係資料である。)

## 記

### 2 議事要旨

(2) 次に、郵便貯金の日本人・韓国人に区別する試算問題に入り、  
■■■不開示部分④■■■これに対し、李代表者は日本側の趣旨はよく了解したと述べた。

(3) 李代表より、日本側資料2の■■■不開示部分④■■■月別あるいは年別支払額が分かれば、その資料をいただきたい、また、その支払額のうち全払はいくらであるかと尋ねた■■■不開示部分④■■■

金子補佐より、郵便貯金に関し、韓国では何らの制限もなく、現在ももとの通帳で受払いが行われているか、またその換算レートはどうかと尋ねたのに対し(中略)

(6) (中略)金子補佐は、時点を9月15日、30日のどちらにするかと尋ねたところ、李代表は9月15日としたいと述べた。

(なお、保険、年金関係につき韓国側は別添(2)の資料を提出し

た。その際韓国側の預入金総額は約1億5000万円であると漏らした。) (中略)

(7) 次回では総額の差及び試算について双方の数値を交換し、(韓国側は試算の内容を別添(1)のとおり提出した) 検討を行い、場合によっては意見の差はそのまま一般請求権小委員会に報告しても良いとの意見もあり、(中略)

■■■不開示部分⑤■■■

d 不開示部分⑥及び不開示部分⑦

不開示部分⑥及び不開示部分⑦は、昭和36年12月13日付け「一般請求権小委員会臨時小委員会第4回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである(なお、不開示部分⑦は、日本側が提出した別添1及び別添2の資料(郵便貯金関係資料)である。)

## 記

### 2 議事要旨

(2) 鞆田課長より、総額について韓国側数値に日本側がどの程度歩み寄れるか推定等の作業を試みたが、途中で難しいため中止した。双方の計数が合わないのは日計表の不着等のためであり、■■■不開示部分⑥■■■計表類に関し、韓国側は取り寄せられないといわれるのではっきりしたことはいえない、ただ郵便為替残高に関しては、7618万円、日本側は■■■不開示部分⑥■■■であり、この開きが非常に大きい、大体貯金と為替は性格が違い、為替は送金であるから、理屈からいってあまり残らないはずであり、韓国側のいうごとく、7000万円もあるということは常識として考えられない旨述べたところ、金洛天課長は、今資料を持っていないが、昭和18年11月の精算月表における為替残

高から見てそうおかしくないだろうと答えた。そこで、日韓双方より、郵便為替に関し、次のごとき数字の照会が行われた。

■■■不開示部分⑥■■■

李代表は、韓国側の総額そのものは正しいと思うが、データをできるだけ日本側に示し、納得してもらえるように努める、為替に関しては韓国人分より、日本人分の方が多いということは比率のときに考えよう、ただ強調したいのは通信事業が終戦後も継続しており、通信部が精算したものであるから一応信用していただきたい、7000万円でないにしても、日本側のいわれるごとく■■■不開示部分⑥■■■でないことも確かであろうと述べたので、鞆田課長より、信頼したいが、内部的会計法規があるので、もっとしっかりした証憑が必要であると述べた。

(中略)

- (4) 李代表より、日本側資料2（11月30日の第2回会合にて提出）の■■■不開示部分⑥■■■は、口座数の意味であるか、また郵便振替貯金の口座数の性格いかんと尋ねたので、郵政省側より、郵便貯金の口座とは口座数であり、振替貯金の口座とは加入者が口座より脱退した件数であると答えた。（中略）
- (6) 鞆田課長より、前回の韓国側の要望に応じ、別添1の郵便貯金払済高調書を手交したのに対し、李代表より、日本側は日本人引揚者に10月1日以降支払った■■■不開示部分⑥■■■の通帳は保管していないといったが、支払を証明した何があるかと尋ねたので、鞆田課長より、通帳は1年、払戻受領書は3年の保有期間であり、最近では朝鮮記号のものがあまりないので、古いところは無いが記号番号は分かると答えた。

ここで、李代表より、日本側資料により計算してみると、■■■

■不開示部分⑥■ ■ ■ ■

(中略)

(9) 次に朝鮮簡易生命保険及び郵便年金の日・韓人の区別問題に移り(中略)金子補佐より、責任準備金の日・韓人の比率はどうかと質したのに対し、李代表は分からないと答えた。 ■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

(10) (中略)

■ ■ ■ 不開示部分⑦ ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-116の文書の不開示部分は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

対日請求要綱2項(1)につき、韓国側が提示した14億円という金額の算出根拠が「決算表」によることに関して日本政府高官が説明した内容及び逡信局関係の事実確認作業の具体的方策等

(イ) 不開示部分②

日本側の保険関係の資料に関する郵政省貯金局第2業務課長及び韓国銀行参事の具体的見解

(ウ) 不開示部分③

日本側が韓国側に提出した別添(1)の資料(郵便貯金関係資料)であって、具体的には、預金口座数及び預金残高の金額等であり、(別紙7)の第1の2(1)アで認定した金額等を含むものである可能性が高い。

(エ) 不開示部分④

日本の郵便貯金について、日本側が韓国側に第2回会合で提出した郵便貯金関係資料に基づいて討議された預金預払総額、月別支払金額、支払総額等の具体的金額

(オ) 不開示部分⑤

日本側が韓国側に提出した郵便貯金関係資料であって、具体的には、預金口座数及び預金残高の金額等であり、(別紙7)の第1の2(1)アで認定した金額等を含むものである可能性が高い。

(カ) 不開示部分⑥

日韓両政府間で討議された日本側数値及び韓国側数値に係る具体的金額等

(キ) 不開示部分⑦

日本側が韓国側に提出した別添1及び別添2の資料(郵便貯金関係資料)であって、具体的には、預金口座数、預金残高の金額及び郵便貯金等に関する請求権の計算方法等であり、(別紙7)の第1の2(1)アで認定した金額等を含むものである可能性が高い。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-116の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は典型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①、不開示部分②、不開示部分④及び不開示部分⑥

不開示部分①、不開示部分②、不開示部分④及び不開示部分⑥に記録されている情報は、いずれも日韓両政府間の会合で発言された請求権問題に関する日本側の具体的見解又は日本側の具体的査定額等であり、日本側の発言を記録した韓国側開示文書で既に公にされている可能性はある(なお、当該情報に係る金額等が、後記(イ)の不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑦に係る日本側提出資料と同一のものである可能性もある。)が、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる

余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑦

不開示部分③、不開示部分⑤及び不開示部分⑦に記録されている情報は、日本側が韓国側に提出した文書に記録されているもので韓国側開示文書で既に公にされていると推認することができるもの（なお、別紙7で認定した金額と同一のものを含む可能性も高い。）であるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 小括

したがって、通し番号1-116の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(1)に掲げた部分については、被告において、一般的又は典型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきであり、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない（そして、仮に当該情報が一般的又は典型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができ

たとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。)

これに対し、その余の情報（後記2(2)に掲げた部分）は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-116の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該各部分に係る情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-116の文書の不開示部分に記載されている情報のうち、後記2(2)に掲げた部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分中通し番号1-116の文書の不開示部分に記載されて

いる情報に係るもののうち、次の(1)に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に係る部分)は、適法である。

(1) 不開示部分③, 不開示部分⑤及び不開示部分⑦

(2) 不開示部分①, 不開示部分②, 不開示部分④及び不開示部分⑥

(別紙5) 通し番号1-117

## 第1 前提事実 (各論)

通し番号1-117の文書(文書1224)は、外務省が作成した昭和37年2月13日から同月27日までに開催された「一般請求権徴用者関係等専門委員会会合」第1回から第4回までの記録であり、日韓国交正常化交渉に関する問題について、日本政府高官と韓国側代表者とが非公式に検討協議した内容等が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも財産・請求権問題に関する政府部内の検討の経過、恩給等に関する請求権の計算方法、我が国の見解等が具体的に記録されている。

- ① 3ページ(−3−)11行目(以下「不開示部分①」という。)
- ② 3ページ13行目から4ページ(−4−)下から5行目まで(以下「不開示部分②」という。)
- ③ 4ページ下から6行目から7行目まで(以下「不開示部分③」という。)
- ④ 5ページ(−5−)3行目, 6行目, 9行目(以下「不開示部分④」という。)
- ⑤ 5ページ下から2行目から6ページ(−6−)1行目まで(以下「不開示部分⑤」という。)
- ⑥ 6ページ12行目から下から2行目まで(以下「不開示部分⑥」という。)
- ⑦ 7ページ(−7−)3行目, 9行目から12行目まで(以下「不開示部分⑦」という。)
- ⑧ 11ページ(−10−に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑧」という。)
- ⑨ 13ページから16ページまで(−11−に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑨」という。)

- ⑩ 19ページ(−14−) 15行目から16行目まで、17行目から18行目まで(以下「不開示部分⑩」という。)
- ⑪ 19ページ最終行から20ページ(−15−) 1行目まで、3行目、4行目(以下「不開示部分⑪」という。)
- ⑫ 29ページ(−24−) (以下「不開示部分⑫」という。)
- ⑬ 41ページ(−35−) 3行目から最終行まで(以下「不開示部分⑬」という。)
- ⑭ 45ページ(−39−) 12行目から最終行まで(以下「不開示部分⑭」という。)
- ⑮ 50ページ(−44−) 12行目まで(以下「不開示部分⑮」という。)
- ⑯ 51ページ(−45−) 下から6行目から3行目まで(以下「不開示部分⑯」という。)
- ⑰ 55ページ(−49−) 4行目から7行目まで(以下「不開示部分⑰」という。)
- ⑱ 57ページ(−51−) 3行目3文字分(以下「不開示部分⑱」という。)
- ⑲ 59ページ(−53−) 5行目3文字分、11行目5文字分(以下「不開示部分⑲」という。)

(乙A264)

## 第2 当事者の主張の要旨

### 1 被告の主張の要旨

通し番号1-117の文書の不開示部分に記載されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提として

より有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

## 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。不開示部分の内容には韓国政府に対して行われた提案が含まれるし、日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による日韓協議の様子公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記載されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

## 第3 当裁判所の判断

### 1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

#### (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-117の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりである（乙A264）。

#### a 不開示部分①から不開示部分⑨まで

不開示部分①から不開示部分⑨までは、昭和37年2月13日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第1回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

## 2 議事要旨

(1) まずト部参事官より、朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資

料（別添1）を提出し、先に提出された韓国側の数字（別添2）と相当食い違いのあることを指摘し、厚生省からの説明を求めた。

そこで、厚生省板垣課長より、韓国側に対し、韓国側提出の数字のうち陸海軍の区別がわかるかと質したが、韓国側よりわからないと答えたので、日本側提出のうち、陸軍関係■■■不開示部分①■■■の数字を次のとおり説明した。

■■■不開示部分②■■■

ついで、厚生省村岡課長より海軍関係■■■不開示部分③■■■について説明があり、これら軍人軍属の身上台帳は、内地は所管官署がもっており、戦地では派遣台帳をもっていた。朝鮮分については鎮海海兵団に兵籍簿が保管されていた。それらの台帳を整理綜合した数字が、■■■不開示部分④■■■であると述べた。

これに対し、李相徳委員より負傷者数は復員者数の中に含まれているか、また、日本側の■■■不開示部分④■■■と韓国側の36万とでは大きく違っているが、陸軍には18万6千人くらいいたのではないかと、海軍は韓国側の推定数と■■■不開示部分④■■■違うと質したので、板垣課長より負傷者は復員者中に含まれている。また、陸軍18万6千といわれるのは、終戦当時の調査の結果、部隊からの報告で約8万、留守宅からの報告で約10万という数が出たが、これを合わせたものではないかと、これは当然ダブっているものであると答えた。

また、李委員より、軍人軍属の動員されていった地域別の数字がわかるかとの問に対し、日本側は軍人軍属併せて終戦当時■■■不開示部分⑤■■■程度いたと答えた。

これに対し（中略）

板垣課長より、別の見地から、朝鮮には昭和13年より特別志

願兵制度が実施され、■■■不開示部分⑥■■■韓国側の提出した数字はこの意味でも多すぎることを指摘した。

- (2) 恩給制度については、数字の説明に入る前に李委員が、前回の委員会で日本側が軍人恩給については■■■不開示部分⑦■■■考えられないと言われたがよくわからないと発言したので、卜部参事官より趣旨を敷衍説明した。ついで、総理府恩給局中島審議課長より、日本側が提出の数字（別添3）を読み上げ、人員については厚生省の観測死亡年表を勘案し、金額については■■■不開示部分⑦■■■なお、平和条約発効時までは、本邦に在住して支払可能な人には支払っており、その金額は294万5298円であるが、人数は今日はわからない旨説明した。

（以下略）

■■■不開示部分⑧■■■

別添2

■■■不開示部分⑨■■■

- b 不開示部分⑩から不開示部分⑫まで

不開示部分⑩から不開示部分⑫までは、昭和37年2月21日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第2回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

## 2 議事要旨

- (1) まず、卜部参事官より、軍人軍属に関して前回の会合で韓国側が指摘した資料に対する日本側の検討の結果を発表してもらおうと発言があり、厚生省板垣課長より次のとおり説明した。

「（中略）すなわち、終戦当時、陸軍関係では軍人軍属合わせて内地に約■■■不開示部分⑩■■■がいたが、これらの単なる事

務処理のための参考資料として、兵籍、留守宅別に■■■不開示部分⑩■■■の名簿をもっていた。法務省はこの両者の数字は、すなわち■■■不開示部分⑪■■■の数を在内地陸軍軍人軍属として出したのである。海軍関係については■■■不開示部分⑫■■■という数字は正しく、陸海軍合わせて在内地の朝鮮人軍人軍属数は■■■不開示部分⑬■■■というのが真実である。

(中略)

- (2) 次いで要綱Ⅳ閉鎖機関及び在外会社関係に移り、本間課長よりさきに韓国側から提出のあった韓国側質問事項(別添2)に対する回答(別添3)を提出し、次のとおり説明した。

(中略)

- (6) 次いで恩給関係に入り韓国側より別添5のとおり要求数値の提出があり、次のとおり説明があった。すなわち、既裁定分については恩給業務を取り扱っていた郵便局窓口を通じ、恩給金庫の調査とも照合し、得た数値であり、(中略)恩給受給権は生じているが書類の未提出のものも含んでいる。■■■不開示部分⑭■■■これに対し日本側より韓国側の数値には恩給法上の国庫支弁、地方費支弁及び道令、府令による恩給も含んでいるかと質したところ、韓国側より恩給法上の地方費支弁は含まれているが、道令、府令によるものは含まれないと思うが、なお調べてお答えしたい。国庫支弁、地方費支弁の別については既裁定分はわかりかねるが、未裁定分についてはわかるはずである。未裁定の裁定者別で言えば、恩給局長、総督府裁定1対道知事裁定6程度の割合であると述べ、必ずしも要領を得ないので中島課長より、日本側としては日韓間の数値の違いが推定の差異によるものか、もしくは対象の違いによるものか承知したいわけであると述べたところ、韓国側

より恩給関係については本日の発言を訂正することがあるかもしれない、よく検討してみると述べた。

(以下略)

c 不開示部分⑬及び不開示部分⑭

不開示部分⑬及び不開示部分⑭は、昭和37年2月23日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第3回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 議事要旨

(1) まず日本側より別添資料「集団移入朝鮮人労務者数」を提供し、労働省より次のとおり説明した。

(イ) (中略)

(ロ) 集団移入当時の名簿は各事業所で保管しており、移入、転入、帰鮮、逃亡、死亡、負傷、現在数なども各職場で整備されていた。これに対し、年3回各府県を通じて中央で集計され、最後の集計は昭和20年3月で、その後は終戦時現在数が把握された。したがって、当時中央では集計統計があるだけで、厚生省には個人別名簿は保管されていない。ただし、昭和21年6月に総司令部の命令で各府県を通じて集めた名簿17府県分だけはある。その他の道府県については現在調査中である。またその集計とは別に内務省警保局で調査した集計がある。

■■■不開示部分⑬■■■

(2) 更に日本側より韓国側の質問に答え次のような補足説明を行った。

(中略)

(3) (イ) ト部参事官より、前回会合で韓国側より提出された年金請

求明細の積算基礎について質したのに対し、韓国側はこの次に準備して答えると述べた。

(ロ) (中略)

(ハ) 韓国側より未収金の重複について質したのに対し、■■■不開示部分⑭■■■

(ホ) (中略)

d 不開示部分⑮から不開示部分⑲まで

不開示部分⑮から不開示部分⑲までは、昭和37年2月27日付け「一般請求権徴用者関係等専門委員会第4回会合」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

## 記

### 2 議事要旨

(1) (中略)

(2) 本間課長より、「清算（整理）終了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」（別添1）を提出し、次のように説明した。

(イ) ■■■不開示部分⑮■■■

(ロ)・(ハ) (中略)

(ニ) 本一覧表に掲記してある閉鎖機関及び在外会社のうちには、新会社を設立して清算又は整理を結了した法人も含まれており、さらにこれらの清算又は整理を結了した法人のうちには朝鮮人の株主がいない法人も含まれている。■■■不開示部分⑯■■■

(3)・(4) (略)

(5) 金子事務官より、要綱5.の生命保険の支払準備金に関し、その残高で個人個人の別は失ったとのことであるが、各社別の残高尻が分かれば、知らせてほしいと述べたころ、李委員より、この

問題は要綱6. とともに討議すると言われたはずであると答えたので、更に、金子事務官より、韓国側では438百万円といわれたが、■■■不開示部分⑰■■■要綱6. で一括して討議することにすればどちらでもいいことであるが、ただ双方の数字がちがうということだけお知らせしておきたいと述べた。

(6) (中略)

(7) (中略)

次に李委員より、日本側の資料には傷病者数が出ていないがどうしたのかと質したので、厚生省側より、朝鮮人としては数値が出ていない、ただし、第二次大戦中、陸軍の動員数700万、そのうち現在までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は16万人である、これは死亡者は別である。なお、海軍関係では朝鮮関係として集めた名簿であり、その傷病者数の合計は■■■不開示部分⑱■■■(軍人のみ)となっている。実際問題として朝鮮人は戦地に出ていないので、その傷病率は低かったと答えた。

(中略)

(8) (中略)

(9) 厚生省側より、先ほど説明した海軍関係傷病者■■■不開示部分⑲■■■は公務に基因しない傷病者も含まれていると述べたところ、金主査より、例を挙げるとどんなものがあるかと質したので、厚生省側より、内地における胃腸病、脳溢血等である旨答えた。

(10) 更に、李委員より、軍人、軍属の数の問題で日本側資料では死亡■■■不開示部分⑳■■■となっているが、死亡者関係の恩給は資料のどこに含まれているかと尋ねたので、中島課長より、平和条約発効まで軍人、軍属に対する手当はできないことになって

いるから、今まで出した資料には出ていない、朝鮮人軍人、軍属に対する普通恩給は昭和21年1月分までの4、5か月分、増加恩給は昭和27年4月の平和条約発効までの分は支払われることになっている。傷病者に対する増加恩給は、日本側で出した資料の中に含まれているが、未裁定分は分からないので計算されていない。なお、国内的には、日本人の軍人恩給は、昭和28年4月以降、援護法関係では昭和27年4月以降支払っており、負傷者に対してもそのレートが高くなっている旨説明した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

通し番号1-257の文書の一部開示部分には、不開示部分⑦に相当する部分として、要旨下記のとおり記録されている（乙A376[-82-の左葉]）。

記

人員については厚生省の簡易生命年表を勘案し、金額については、昭和23年に支給額2.6倍に増額され、27年まで在職公務員のベースアップ率に応じて増額されたものを織り込み済みである。なお、平和条約発効時までは、（以下略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-117の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある陸軍関係の数値であって、（別紙7）の第1の5(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(イ) 不開示部分②

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある陸軍関係の数値等に

ついでに日本側の具体的な説明内容であって、（別紙7）の第1の5（4）で認定した数額と同一又は同程度のもの

(ウ) 不開示部分③

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある海軍関係の数値であって、（別紙7）の第1の5（4）で認定した数額と同一又は同程度のもの

(エ) 不開示部分④

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある軍人軍属の合計数であって、（別紙7）の第1の5（4）で認定した数額と同一又は同程度のもの

(オ) 不開示部分⑤

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある軍人軍属の合計数であって、（別紙7）の第1の5（4）で認定した数額と同一又は同程度のもの

(カ) 不開示部分⑥

朝鮮関係軍人軍属数に関する韓国側の資料にある数値に対する疑問の根拠についての具体的説明

(キ) 不開示部分⑦

前回の会合における日本側の朝鮮人への軍人恩給の支給に関する発言内容及び日本側の資料の金額についての具体的説明であって、通し番号1-117の文書で開示されている上記ア(イ)で認定した文言と同一又は同様のもの

(ク) 不開示部分⑧

日本側が韓国側に提出した別添1の文書であって朝鮮関係軍人軍属数に関するものであり、（別紙7）の第1の5（4）の「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」と題する表と同一又は類似のもの

(ケ) 不開示部分⑨

日本側が韓国側に提出した別添 3 の文書であって朝鮮関係の恩給に係る数字等に関するもの

(コ) 不開示部分⑩

朝鮮関係軍人軍属数に関する日本側の資料にある陸軍関係の数値又は当時軍人軍属に関して有していた名簿の具体的内容

(サ) 不開示部分⑪

海軍関係のみ又は陸軍関係及び海軍関係を合わせた朝鮮関係軍人軍属数

(シ) 不開示部分⑫

恩給に関する韓国側の発言であって日本側の数値等又は見解の指摘を含むもの

(ス) 不開示部分⑬

(別紙 7) の第 1 の 5 (4) の「移入朝鮮人労務者数 (昭和 20 年 3 月末)」と題する集計表と同一のもの

(セ) 不開示部分⑭

未収金の重複に関する日本側の具体的回答であって、(別紙 7) の第 1 の 5 (3) で認定した内容と同旨のもの

(ソ) 不開示部分⑮

日本側が韓国側に提出した「清算 (整理) 終了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」に関する日本側の具体的説明

(タ) 不開示部分⑯

日本側が韓国側に提出した「清算 (整理) 終了した閉鎖機関及び在外会社一覧表」に関する日本側の具体的説明

(チ) 不開示部分⑰

要綱 5. の生命保険の支払準備金に関する日本側の具体的指摘

(ツ) 不開示部分⑱

日本側が説明した朝鮮関係軍人軍属の負傷者数に関する数値であって、(別紙7)の第1の5(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

(テ) 不開示部分⑲

朝鮮関係軍人軍属のうち海軍関係傷病者数又は日本側の資料にある死亡者数であって、(別紙7)の第1の5(4)で認定した数額と同一又は同程度のもの

ウ そうであるとすれば、通し番号1-117の文書の不開示部分に記載されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(7) 不開示部分①から不開示部分⑤まで、不開示部分⑦、不開示部分⑧、不開示部分⑬、不開示部分⑭、不開示部分⑱及び不開示部分⑲

不開示部分①から不開示部分⑤まで、不開示部分⑦、不開示部分⑧、不開示部分⑬、不開示部分⑭、不開示部分⑱及び不開示部分⑲に記載されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分⑥、不開示部分⑩から不開示部分⑫まで及び不開示部分⑰  
不開示部分⑥、不開示部分⑩から不開示部分⑫まで及び不開示部分⑰

に記録されている情報は、いずれも日韓両政府間の会合で発言された請求権問題に関する日本側の具体的見解又は日本側の具体的査定額等であり、日本側の発言を記録した韓国側開示文書で既に公にされている可能性はある（なお、当該情報に係る金額等が、後記(ウ)の不開示部分⑨に係る日本側提出資料と同一のものである可能性もある。）が、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、日朝国交正常化交渉において請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は典型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(ウ) 不開示部分⑨、不開示部分⑮及び不開示部分⑯

不開示部分⑨、不開示部分⑮及び不開示部分⑯に記録されている情報は、日本側が韓国側に提出した文書に記録されているもので韓国側開示文書で既に公にされていると推認することができるものであるから、仮にこれが現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題等として協議の対象となり得る事項に関するものであったとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は典型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題等に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。